25　電子会計メーターに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げるメーターを有すること。
イ　ＣＯＩＮ　ＩＮ（カジノ行為における賭金の総額を蓄積する次に掲げる要件を満たすメーターをいう。⑶及び第十の８の一のハにおいて同じ。）
⑴　カジノ行為の間に蓄積されたカジノ行為の途中の勝ちの賭額は含まないこと。
⑵　マルチゲームマシンの場合は、配当表等について加重平均による理論上の払戻率を計算するために必要な情報を提供すること。
⑶　賭けのカテゴリー間で100分の４を超える理論上の払戻率の差を持つ電子ゲームシステムの配当表等が設けられている場合は、電子ゲームシステムは異なる理論上の払戻率の各賭けのカテゴリーごとに、ＣＯＩＮ　ＩＮの値及びそれと関連する理論上の払戻率を保持し、表示し、当該配当表等について加重平均による理論上の払戻率を計算し、表示すること。
ロ　ＣＯＩＮ　ＯＵＴ（カジノ行為の結果として電子ゲームシステムにより支払う払戻の総額（外部機器等を用いたカジノ行為の結果として与えられた払戻額及びプログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻額を除く。）を蓄積するメーターをいう。）
ハ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＪＡＣＫＰＯＴＳ（カジノ行為の結果、電子ゲームシステムによって支払うことができず従業者により支払われる払戻の総額（外部機器等を用いたカジノ行為の結果として与えられた払戻額又はプログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻額を除く。）を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のイにおいて同じ。）
ニ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＣＡＮＣＥＬＬＥＤ　ＣＲＥＤＩＴＳ（適切な支払のため、電子ゲームシステムの上限額を超える支払から生じる従業者による払戻及びシステムに基づく指示による払戻の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のロにおいて同じ。）
ホ　ＢＩＬＬ　ＩＮ（受け入れた紙幣の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の一のニ及び三において同じ。）
ヘ　ＶＯＵＣＨＥＲ　ＩＮ（受け入れたバウチャーの総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の一のニ及び三において同じ。）
ト　ＶＯＵＣＨＥＲ　ＯＵＴ（発行したバウチャーの総額を蓄積するメーターをいう。）
チ　ＣＡＳＨＬＥＳＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＴＲＡＮＳＦＥＲ　ＩＮ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、ホストシステムから電子ゲームシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）
リ　ＣＡＳＨＬＥＳＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＴＲＡＮＳＦＥＲ　ＯＵＴ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、電子ゲームシステムからホストシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）
ヌ　ＣＡＳＨＡＢＬＥ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＩＮ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、ホストシステムから電子ゲームシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なプロモーショナルクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）
ル　ＣＡＳＨＡＢＬＥ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＯＵＴ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、電子ゲームシステムからホストシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なプロモーショナルクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）
ヲ　ＣＯＵＰＯＮ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＩＮ（受け入れたプロモーショナルクーポンの総額を蓄積するメーターをいう。）
ワ　ＣＯＵＰＯＮ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＯＵＴ（発行したプロモーショナルクーポンの総額を蓄積するメーターをいう。）
カ　ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ（外部機器等によるボーナスフィーチャー等の結果として、電子ゲームシステムにより支払われるカジノ行為の勝金の総額を蓄積するメーターをいう。）
ヨ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ（外部機器等によるボーナスフィーチャー等の結果として、従業者により支払われるカジノ行為の勝金の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のハにおいて同じ。）
タ　ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ（電子ゲームシステムにより支払われる、プログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻の総額を蓄積するメーターをいう。）
レ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ（従業者により支払われる、プログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のニにおいて同じ。）
二　日本円で表示すること。
三　10桁以上の数字を処理できること。
四　メーターが処理できる数字の上限に達した場合は、自動で０に戻ること。
26　電子発生メーターに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる時点からカジノ行為を行った回数をカウントする機能を有すること。
イ　電源をリセットした時点
ロ　外部扉を閉めた時点
ハ　重要メモリーをリセットした時点
二　重要メモリーをリセットした時点から外部扉及びスタッカーの扉を開けたそれぞれの回数をカウントする機能を有すること。
三　重要メモリーをリセットした時点からプログレッシブが当選した回数をカウントする機能を有すること。
四　重要メモリーをリセットした時点から受け入れた紙幣等をデノミネーションごとにカウントする機能を有すること。
五　10桁以上の数字を処理できること。
27　マルチプレイヤーマシン（複数の顧客がカジノ行為を行うために使用する電子ゲームシステムであって、マスター機及びマスター機に接続する複数のプレイヤー端末により構成するものをいう。28において同じ。）に関する規格は、１から26までに規定するもののほか、次のとおりとする。
一　マスター機及びプレイヤー端末は、カジノマネジメントシステムで監視されていること。
二　マスター機は、接続する全てのプレイヤー端末を制御する機能を有すること。
三　プレイヤー端末は、次の機能を有すること。
イ　ヘルプ画面等で顧客に表示する場合を除き、一の顧客のカジノ行為が他の顧客のカジノ行為に影響を及ぼさないこと。
ロ　プレイヤー端末間で互換性のあるプログラムを使用すること。
ハ　顧客に次のカジノ行為の開始を知らせること。
四　マスター機にエラーが生じた場合、プレイヤー端末にエラーが生じた場合及びマスター機とプレイヤー端末との間に通信障害が生じた場合は、ティルト状態になること。
28　27に規定するもののほか、サーバ機能を有するマルチプレイヤーマシンは、次のとおりとすること。
一　システムセキュリティに関する規格は、次のとおりとする。
イ　次に掲げる要件を満たすアクセスコントロール機能を有すること。
⑴　業務に関係する情報に限りアクセスできること。
⑵　ログイン失敗に対するシステム管理者への通知及びロックアウト又は監査証跡の入力に関する機能を有すること。
⑶　各アカウントに割り当てられた権限の記録を保存すること。
⑷　パスワード及び個人識別情報を暗号化して保存すること。